

南関東防衛局の業務計画に関する達を次のように定める。

平成23年3月31日

南関東防衛局長 深山 延暁

南関東防衛局の業務計画に関する達

改正 平成25年6月21日南関東防衛局達4号

(趣旨)

第1条 この達は、南関東防衛局における業務計画の作成に関して、必要な事項を定めるものとする。

(業務計画案の作成)

第2条 各部長、防衛補佐官、会計監査官、労務管理官、報道官及び各防衛事務所長(訟務官を除く。以下「各部長等」という。)は、各年度において実施する主要な業務について、関係する他の部課等と協議の上、業務計画案を作成し、当該年度開始前までに南関東防衛局長(以下「局長」という。)の承認を得るものとする。

(業務計画の実施)

第3条 各部長等は、業務計画に対する業務の進行の度合及び影響等に配慮して、関係する他の部課等と協力し、業務計画の円滑な実施を図るものとする。

(変更業務計画案の作成)

第4条 各部長等は、実施中の業務計画を変更する必要があると認める場合には、必要に応じ関係する他の部課等と協議の上、変更業務計画案を作成し、局長の承認を得るものとする。

(業務計画の分析検討)

第5条 各部長等は、業務計画に基づく実施結果について、目標の達成状況等を確認し、その確認結果を分析した上、局長に報告するものとする。

(評価の実施)

第6条 業務計画に関する評価は、南関東防衛局における行政考査に関する達(平成19年南関東防衛局達第8号)の定めるところによる。

(改善の実施)

第7条 局長は、前条の規定により得られた評価結果に基づき、その改善について必要な措置を講じるものとする。

(委任規定)

第8条 この達の実施に関し必要な事項は、総務部長が定めるものとする。

附 則

この達は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成25年南関東防衛局達第4号)

この達は、平成25年6月21日から施行する。